

平成30年度 行政監査実施結果

平成30年度行政監査について実施した結果は、次のとおりであった。

第1 監査の概要

1 テーマ

許認可に係る事務は適切に行われているか。

2 目的

申請者に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可」という。）事務については、行政手続法（以下「法」という。）及び山梨県行政手続条例（以下「条例」という。）に基づき、適切な事務の執行が求められる。

こうした中、近年、県の許認可に係る事務において、不適切な事務処理が行われた事例が明らかになった。許認可に係る事務における不正、不適切な事務処理は、申請者である県民・事業者の利益を損ねるだけでなく、県の行政執行への信頼を失うことにもつながる。

このため、許認可に係る事務について、適切な進捗管理体制による事務処理の確保及び申請者の負担軽減の確認を行い、問題点や課題を整理することにより、今後の事務処理のリスクを評価・統制する体制の整備に寄与することを目的として監査を実施することとした。

3 監査の着眼点

- (1) 法及び条例に基づき、事務処理は適正に行われているか。
- (2) 事務処理の進捗管理は適切に行われているか。
- (3) 申請者の申請手続等の負担軽減は図られているか。

4 対象事務及び対象機関

(1) 対象事務

法及び条例が適用される許認可事務のうち、平成29年度の許認可の状況について予備調査を実施した上で、県民生活への関わりが大きいもの、処理件数が多いもの、更には、過去において不適切な事務処理があったもの、計80事務を監査対象とした。

(2) 監査対象機関

知事部局、教育委員会、警察本部のうち、監査対象とした80事務を処理している43所属（別表「監査対象機関一覧」）

5 実施期間

平成30年6月から平成31年1月

6 実施方法

監査対象機関に対し調書の提出を求め書面監査を行うとともに、調書の回答をもとに10所属に対して、実地監査により関係職員への質疑等を行い、状況を確認した。

第2 監査の結果

1 許認可の状況

平成29年度の許認可件数は、合計で44,552件であり、内訳は、新規が39,376件、更新が4,550件、再交付が17件、変更が609件であった。

部局別処理件数（H29）

部局名	対象所属数	処理件数	内 訳			
			新規	更新	再交付	変更
県民生活部	1	42	18	0	0	24
総務部	1	104	69	34	0	1
防災局	1	39	39	0	0	0
福祉保健部	10	4,738	2,086	2,577	0	75
森林環境部	8	1,402	561	775	0	66
産業労働部	3	21	8	0	0	13
農政部	8	1,491	1,424	4	0	63
県土整備部	8	4,067	2,887	1,149	0	31
教育委員会	2	204	204	0	0	0
警察本部	1	32,444	32,080	11	17	336
合 計	43	44,552	39,376	4,550	17	609

2 審査基準及び標準処理期間の設定・公表の状況

(1) 審査基準の設定と公表

法第5条及び条例第5条では、行政庁は申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるとともに、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならないとされている。また、条例等の定めによって審査の基準を判断することができる場合は、別に審査基準を定めることを要しないとされており、作成形式に差異はあるものの監査対象の80事務すべてにおいて審査基準が設定され、窓口への備付けやホームページへの掲載などの方法により公表されていた。

(2) 標準処理期間の設定と公表

法第6条及び条例第6条では、行政庁は、申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関に到達してから当該行政庁に到達するまでに通常要すべき標準

的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これら当該申請の提出先とされている機関における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないとされている。

標準処理期間については、監査対象の80事務のうち設定されていないものが5事務(6.3%)あり、未設定の理由は、1週間程度で処理が完了しているもの、標準的な期間の想定が難しいものであった。

また、標準処理期間の公表については、設定されている75事務のうち5事務(6.7%)において公表されていなかった。

3 事務処理の状況

(1) 事務処理要領等の作成

法第7条及び条例第7条では、行政庁は、申請が到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないとされている。

公平かつ迅速な事務手続を行うため、監査対象の80事務のうち51事務(63.8%)において、事務手続の流れや事務処理を行う際の留意事項などをまとめた事務処理要領等が作成されていた。また、作成中のものが7事務あった。

(2) 事務処理の進捗管理

法第9条及び条例第9条では、行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進捗状況及び処分 of 時期の見通し、更には申請に必要な情報の提供に努めなければならないとされている。

監査対象の80事務のうち62事務(77.5%)において、受付簿や台帳で事務処理の進捗状況を管理していた。また、実地監査において台帳等による進捗管理を行っていない事務について確認したところ、随時、進捗状況を確認するための打合せなどにより事務処理の進捗管理を行っているとのことであった。なお、概ねすべての事務において申請者の求めに応じた情報提供は行われていた。

(3) 標準処理期間を超過した事務処理

標準処理期間を設定していた75事務に係る平成29年度の許認可件数44,125件のうち、標準処理期間を超過した事務処理を行っていたものは11事務(14.7%)で、件数は538件(1.2%)であった。

超過の理由としては、申請書の補正や申請者による補正資料の提出が遅れたもの、許認可の際の他機関への協議に時間を要したものが多かった。

標準処理期間を超過した件数

	新規	更新	再交付	変更	計
件数	484	54	0	0	538

超過の主な理由

- ・他機関との協議事項があり、その処理に時間を要したため
- ・許可の判断に係る事柄について事業者が未対応であったため
- ・申請書類に不備が多く審査に時間を要したため
- ・他法令の許可待ちのため

(4) 手数料の徴収

監査対象とした許認可事務のうち、手数料を徴収しているものは38事務あり、山梨県手数料条例等に基づく金額を山梨県収入証紙（以下「収入証紙」という。）により手数料として徴収していた。

実地監査を行った結果では、対象の10所属のうち、収入証紙消印実績簿への登載を失念していたもの（1事務）及び登載に誤りがあったもの（1事務）があった。

また、許認可事務を迅速に処理するため事前協議を行っている所属において、収入証紙を消印するまでの間、施錠できないロッカーで保管していたもの（1事務）があった。

4 申請手続等の負担軽減の状況

許認可事務においても、県民サービスの充実の観点から、申請者の負担軽減を図っていくことは重要な取組であることから、申請手続等の負担軽減の状況についても監査を実施した。

(1) 申請書の様式等のホームページへの掲載

監査対象の80事務のうち、申請書の様式や申請手引等をホームページに掲載しているものは66事務（82.5%）であった。

申請書様式や申請手引等を掲載していない理由としては、年間の申請件数が少ないためなどであった。

(2) 申請書等の受付

監査対象の80事務のうち、郵送による提出を認めているものは44事務（55.0%）であった。

郵送による提出を認めていない理由としては、申請時に書面審査だけではなく、聞き取り審査も必要であるためなどであった。

郵送受付を行っていない主な理由

- ・申請時に書面審査だけではなく、聞き取り審査も必要であるため
- ・図面を確認しながら直接やりとりを行う必要があるため
- ・受付時に手数料を徴収するため
- ・申請件数が多く混乱をきたすため

(3) 申請手続の簡素化への取組

監査対象の80事務のうち、申請手続の簡素化のための取組を行っているものは55事務（68.8%）であり、その内容は次のとおりである。

簡素化への取組状況

- ・提出日時の事前の予約受付 53事務
- ・添付書類の省略 26事務
- ・押印の省略 2事務

(4) 許認可更新期間到来の連絡

監査対象の80事務のうち更新に係る許認可は18事務である。

そのうち通知等で更新期間到来の連絡を行っているものは15事務(83.3%)あり、電話、書面(郵送)、電子メールにより連絡を行っていた。

(5) 電子申請の活用

監査対象の80事務のうち電子申請を活用しているものは6事務(7.5%)であり、今後、活用を検討しているものが16事務(20.0%)あった。

電子申請を活用していない理由は、申請書に収入証紙の貼付が必要であるためなどであった。

電子申請を活用していない主な理由

- ・申請書に収入証紙の貼付が必要なため
- ・原本の書類の添付が必要なため
- ・申請に際して、押印を必要としているため
- ・添付書類の内容を確認しながら申請書を受理するため
- ・電子申請におけるシステム構築ができていないため

第3 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。なお、意見の内容については、監査実施機関に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。

1 審査基準及び標準処理期間について

審査基準については、法及び条例の規定によれば、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないとされているが、一部の許認可事務において、審査基準が上級庁からの運用通達や条例、規則、事務取扱要領等によるとしているものが見受けられ、申請者にその内容が理解されにくいことから、申請者の立場に立った、わかりやすい基準への見直しや公表方法の検討を望むところである。

また、標準処理期間についても、法令においてこれを定めるよう努めることとされていることから、事務処理の迅速化を通じて県民サービスの向上を図るため、現在設定がされていない事務についても、これまでの処理実績等を踏まえながら、可能な限り設定されるよう努められたい。

なお、標準処理期間を設定したが公表をしていないものについては、特段の理由がない限り、速やかに公表されたい。

2 許認可に係る事務処理について

(1) 事務処理の進捗管理

申請書類の受付後、速やかに審査を開始し、事務処理を適切に行うためには、組織内で情報を共有するとともに、進捗状況が把握できる体制を確保しておくことが重要である。

受付簿や台帳による進捗管理は審査期間の管理や許認可の状況を把握する上で有効な方法であり、許認可事務を取り扱う所属においては、現在の進捗管理の方法やその体制に不備等がないか再確認し、万全な管理体制が確保されるよう努められたい。

(2) 標準処理期間の遵守

設定した標準処理期間を超過した事務については、遅延が生じた原因を分析し、期間内に処理が完了するよう努めるとともに、超過件数の多い事務については、必要に応じて標準処理期間の見直しについても検討されたい。

3 申請手続等の負担軽減について

申請手続等の負担軽減に向けては、申請書様式等のホームページへの掲載や郵送での受付、手続等の簡素化への取組として添付書類の省略などが行われているが、更なる充実を図っていくことが望まれる。

申請書類の削減や電子申請による手続の簡略化など、引き続き申請者の負担軽減に積極的に取り組まれたい。

4 総括的な意見

今回監査の対象とした許認可に係る事務は概ね適正に行われていると認められるが、一部の所属において事務処理のミスや標準処理期間を公表していなかったものなど不適切な事例が見受けられた。

許認可事務を取り扱う所属においては、今回の監査結果及び監査意見を踏まえ、所管する事務の点検や改善を行うとともに、申請者の負担軽減に積極的に取り組み、県民サービスの一層の向上を図られたい。

また、地方自治法の改正により、2020年4月から、知事は内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することとされている。

今回の監査においては、許認可事務に係るいくつかの業務リスクが明らかになったが、これらの点についても十分に検証の上、事務の適正な執行を確保するための体制整備に取り組まれたい。

別表 監査対象機関一覧

No	所 属 名	監査対象許認可事務	年間処 理件数	実地 監査
1	県民生活・男女参画課	特定非営利活動法人の設立の認証ほか1事務	42	
2	財産管理課	行政財産の使用許可	104	
3	消防保安課	火薬類の消費の許可	39	
4	健康長寿推進課	指定居宅サービス事業者の指定ほか2事務	28	
5	子育て支援課	児童福祉施設の設置の認可ほか4事務	21	
6	障害福祉課	指定障害児通所支援事業者の指定ほか5事務	151	○
7	医務課	病院の開設の許可ほか1事務	2	
8	健康増進課	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定ほか1事務	87	
9	中北保健福祉事務所	診療所及び助産所の開設の許可ほか10事務	1,615	○
10	中北保健福祉事務所峡北支所	診療所及び助産所の開設の許可ほか10事務	757	○
11	峡東保健福祉事務所	診療所及び助産所の開設の許可ほか10事務	677	○
12	峡南保健福祉事務所	診療所及び助産所の開設の許可ほか12事務	243	○
13	富士・東部保健福祉事務所	診療所及び助産所の開設の許可ほか12事務	1,157	○
14	環境整備課	産業廃棄物収集運搬業の許可ほか10事務	534	○
15	みどり自然課	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	60	
16	森林整備課	林地開発の許可	13	
17	県有林課	行政財産（恩賜県有財産土地）の使用許可	11	
18	中北林務環境事務所	産業廃棄物収集運搬業の許可ほか8事務	309	
19	峡東林務環境事務所	産業廃棄物収集運搬業の許可ほか9事務	144	
20	峡南林務環境事務所	産業廃棄物収集運搬業の許可ほか8事務	125	
21	富士・東部林務環境事務所	産業廃棄物収集運搬業の許可ほか8事務	206	
22	労政雇用課	シルバー人材センターの業務拡大に係る業種及び職種 の指定	4	
23	産業技術短期大学校	職業訓練の認定	16	
24	峡南高等技術専門学校	職業訓練の認定	1	
25	畜産課	蜜蜂転飼の許可	9	
26	花き農水産課	試験研究のための採捕許可	15	
27	中北農務事務所	農地の転用の許可ほか1事務	561	
28	峡東農務事務所	農地の転用の許可ほか1事務	258	
29	峡南農務事務所	農地の転用の許可ほか1事務	108	
30	富士・東部農務事務所	農地の転用の許可ほか1事務	486	
31	東部家畜保健衛生所	医薬品販売業の許可ほか1事務	23	
32	西部家畜保健衛生所	医薬品販売業の許可ほか1事務	31	
33	道路管理課	道路の占用の許可ほか1事務	598	○
34	都市計画課	都市計画区域及び準都市計画区域内における開発の許 可ほか4事務	6	
35	中北建設事務所	広告物等の表示又は設置の許可ほか10事務	1,000	
36	中北建設事務所峡北支所	道路の占用の許可ほか2事務	151	
37	峡東建設事務所	広告物等の表示又は設置の許可ほか10事務	832	○
38	峡南建設事務所	広告物等の表示又は設置の許可ほか10事務	515	
39	富士・東部建設事務所	広告物等の表示又は設置の許可ほか10事務	530	

No	所 属 名	監査対象許認可事務	年間処 理件数	実地 監査
40	富士・東部建設事務所吉田支所	広告物等の表示又は設置の許可ほか4事務	435	
41	義務教育課	免許外教科担任の許可	105	
42	学術文化財課	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可ほか1事務	99	
43	警察本部	古物商の許可ほか5事務	32,444	○
	合計 43	合計 80事務	44,552	10